

総合技術センター除草・剪定等業務

仕 様 書

令和8年9月

独立行政法人水資源機構
総合技術センター

第1条 適用

本仕様書は、「総合技術センター除草・剪定等業務」（以下「業務」という。）に適用する。

第2条 業務概要

本業務は総合技術センター試験場敷地内及び水理実験場敷地内において刈り取りによる除草、高木、下枝の伐採、剪定を行うとともに刈草や剪定枝等の運搬・処分を行うものである。

第3条 業務場所及び実施回数等

- 1 業務場所：独立行政法人水資源機構 総合技術センター
試験場 〒338-0812 埼玉県さいたま市桜区大字神田 936 番地 外
水理実験場 〒338-0825 埼玉県さいたま市桜区大字下大久保 1674 番地 外
- 2 実施回数等
実施回数は業務期間中 1 回とする。

第4条 業務期間

契約締結の翌日から令和 9 年 1 月 29 日までとする。

第5条 業務範囲

別添数量表及び業務範囲平面図のとおり

第6条 業務内容

- 1 除草・剪定・伐木
 - (1) 業務実施日については、作業に適した時期、天候の状況、土壌の乾燥状況及び業務範囲内の状況を踏まえて担当職員と協議の上決定するものとする。なお、強風・大雨が見込まれる時は、担当職員と予め協議し順延するものとする。
 - (2) 業務を実施するにあたり、下記の内容に留意するものとする。
 - i. 総合技術センター内に繁茂している雑草を刈り取ること。
 - ii. 担当職員の指示に従って剪定や伐採を行うこと。
 - iii. 刈り残しが無いように注意しながら作業を行うこと。
 - iv. 可能な限り草の下方・根元近くで刈り取ること。
 - v. 蔓草を除去すること。
 - vi. フェンスに巻き付いている蔓は、業務範囲に隣接する他社所有施設及び他者所有民地を傷つけぬよう丁寧に、切除し取り除くこと。
 - vii. 作業に邪魔な枝を払うこと。
 - (3) 業務範囲に隣接する他社所有施設及び他者所有民地に刈草・砂・石等が飛散しないよう対策を行うものとする。
 - (4) 業務上当然必要と認められる軽易なものは、受注者の負担で準備すること。なお、業務を実施するための工具・機械・方法については指定しない。
- 2 刈草等の運搬及び処分
 - 一 業務範囲の清掃
 - (1) 業務により発生した刈草等を片付けるものとする。
 - 二 刈草等の処分
 - (1) 発生した刈草等は荷崩れや落下のないように積み込み、運搬時に積み荷の飛散防止対策を行うものとする。
 - (2) 刈草等は受注者の責任のもと、廃棄物の処理及び清掃に関する法律とそれに

関連する規則の定めるところにより処分を行うものとし、処分にあたっては、さいたま市の許可を受けて再資源化処理等を行っている一般廃棄物処分業者の処理施設へ搬出するものとする。なお、下表に示す処理施設については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではないことから、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については担当職員と協議のうえ、設計変更の対象とすることができる。

一般廃棄物（木くず等）処分業許可業者一覧（さいたま市）

許可 番号	業者名	処理施設所在地等	取り扱う 一般廃棄物の種類
0 0 2	(有) 太盛	浦和区大原 5 丁目 1 2 番 1 号	木くず 剪定枝、根、株、幹 刈草類

第 7 条 安全管理

- (1) 業務範囲に隣接する他社所有施設及び他者所有民地、道路施設、歩行者、通行車両を損傷しないよう注意するものとする。
- (2) 業務範囲内の施設物及び樹木を損傷しないよう注意するものとする。
- (3) 事前に業務実施の告知を行うとともに、業務中は刈り取り作業について明示し、業務場所及び周辺の利用者・近隣住民等に周知と注意喚起を行うものとする。なお、業務情報看板や業務説明看板及び業務中看板等の記載内容及び設置箇所については設置前に担当職員と協議し決定するものとする。
- (4) 法令による手続きが必要な場合は、担当職員と調整し遺漏なきよう行うものとする。
- (5) 作業員の安全確保のため、労働安全衛生規則に基づいた施工に必要な安全対策を徹底するものとする。
- (6) 受注者は、刈払機を使用する除草作業を行う場合は、「草刈機運転作業安全基準（平成 27 年 7 月）」（独立行政法人水資源機構）を適用するものとする。
- (7) 業務実施にあたり、刈払機やチェーンソー等を使用する等といった危険又は有害な作業を行う場合は、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則等により定められた特別教育等を受けた者が実施するものとする。

第 8 条 提出書類

本業務に関する書類は次のとおりとし、受注者は業務終了後速やかに発注者に提出するものとする。

- (1) 完了届
- (2) 刈り取り等に係る業務実施写真（実施前・実施中・実施完了） 一式
- (3) 刈草等の運搬・処分に係る証明書類等の写し 一式

第 9 条 その他

1 業務実施上の義務

一 損害賠償義務

- (1) 故意又は過失を問わず、受注者が第三者または第三者所有の施設や民地、物品に対し損害を与えた場合には、受注者はその損害の賠償を行わなければならない。
- (2) 故意又は過失を問わず、受注者が発注者所有の施設や物品を棄損又は滅失した場合には、担当職員が指定する期間内までに受注者は原状回復を行うか、もしくはその損害の賠償を行わなければならない。

二 報告義務

- (1) 受注者は、事故もしくは故障等が発生した場合は速やかに発注者に報告しなければならない。

2 疑義等

本仕様書に明記されていない事項、及び本仕様書に対し疑義が生じた場合は速やかに担当職員と協議するものとする。